

令和 3 年 9 月 21 日改定
単価適用工事から

週休 2 日（4 週 8 休以上）の補正係数について

- 「水道事業実務必携」の場合

	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4 週 8 休以上	1.05	1.04	1.04	1.06
工場製作など製作原価に係る部分については、対象外				

- 「土木工事標準積算基準」「治山林道必携」
「土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)の電気通信設備」の場合

	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4 週 8 休以上	1.05	1.04	1.04	1.06
工場製作など製作原価に係る部分については、対象外				

- 「機械設備積算基準」「土地改良工事積算基準(施設機械)の電気通信設備以外」の場合

	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4 週 8 休以上	1.05 (※1)	1.04	1.04	1.06
工場製作など製作原価に係る部分については、対象外				

※1 対象は、「公共工事設計労務単価」とし、「機械設備」に関する労務単価は対象外

- 市場単価などの取扱い

- ・ 「土木工事市場単価」 ⇒ 補正対象外
- ・ 「土木工事標準単価」 ⇒ 「土木コスト情報」及び「土木施工単価」に掲載の単価を使用

- その他

積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用